

者の技術的及び経理的基礎が確実であること。

3. 第3条の場合においては、船型の変化又は技術の進歩によつて従前の設備ではその需要に応じ得なくなつたこと。

4. 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、拡張し、若しくは移転することが条約又は他の法令の規定に違反するおそれがないこと。

第12条を次のように改める。

(罰 則)

第12条 第2条第1項又は第3条第1項の規定に違反した者は、6箇月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第12条の2 左の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

1. 第2条第2項(第3条第2項において準用する場合を含む。)第6条又は第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者。

2. 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者。

附 則

1. この法律施行の期日は、公布の日から起算して60日をこえない期間内において、政令で定める。

2. この法律施行の際現に改正前の第2条第1項又は第3条第1項の規定により運輸大臣に工事の届出をして、その工事に着手している者は、改正後の第2条第1項又は第3条第1項の規定の適用については、この法律施行の日においてそれぞれの許可を受けた者とみなす。

3. この法律施行の際現に改正前の第2条第1項又は第3条第1項の規定による届出に係る工事を完了して、その工事の完了の届出をしていない者については、改正前の第2条第2項及び第3条第2項の規定は、この法律施行後もなおその効力を有する。

4. この法律施行前にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による。

理 由

講和条約の締結に当り、国際事情を考慮し、自主的に造船能力を調整するため、その施設等を規制する必要がある。

これがこの法律案を提出する理由である。

編注1 地図は掲載されていない。

編注2 「付録50に収めてある」は「付録50と51に収めてある」の誤り。

編注3 「5 8月6日のわが方意見」は「6 8月6日のわが方意見」の誤り。

編注4 「6 8月5日作成の協定案英文および和文」は「5 8月5日作成の協定案英文」の誤り。

編注5 地図は掲載されていない。

編注6 私信原案は掲載されていない。

編注7 協定案和文は掲載されていない。

編注8 地図は掲載されていない。

編注9 670頁の付録69第5文書を以下の文書と差し替える。

政府のとつた措置について

(最近の未帰還邦人留守家族の断食等に関連して政府の
とつた措置に関する厚生大臣よりの閣議報告の一部)

未帰還邦人留守家族全国代表の要求等をも考慮し、政府としては、総司令部を通じ、米国政府に対して、八月一日及び八月四日の二回に亘り、我政府の要求を申入れた。

八月一日の覚書に於ては、既に四月及び七月、条約に関する交渉の際、引揚問題解決のため今後共連合国側に於て十分協力する趣旨の連合国側の宣言又は声明をしてもらうことに話を進めていたが、更に今般その宣言の具体案の参考として、昨年十二月国際連合総会に於て採択せられた引揚の平和的解決に関する決議の前文の重なる部分を引用

したる上(イ)連合国は捕虜の送還並に待遇等に関する既存の国際諸条約及びポツダム宣言を含む連合国間の諸取極に基いて今後も行動すること。(ロ)連合国は未帰還日本人の運命に関し深い関心を有すると同時に右引揚問題を解決するため相互に協力する決意であることを表明する趣旨の宣言案を米国政府に送付し条約調印の際連合国側から何等か右趣旨の宣言を発して貰いたい旨を申し送つたものである。

第二の八月四日の書翰は、吉田総理からダレス大使に宛てたもので、前記の宣言をなす件につき好意的考慮を払ってもらいたいことを繰り返して述べると共に日本が将来ソ連、中共等と二国間の平和条約を結ぶ際草案第二十六条の規定に依り、未帰還日本人の引揚に関して何等規定していない現在の条約草案のままの条約を鵜呑みにするの余儀なきに到り未帰還日本人の送還の問題が取り上げられずに終るおそれはないかどうかとの懸念を懐くものが、日本国内に相当あることを述べた後、(イ)若しも出来得るならば草案第二十六条の規定は将来日本が二国間平和条約を結ぶ際同条約中に未帰還日本人の引揚に関する規定をなすことを妨げるものではないとの趣旨の一項を同条中に加へるか或は(ロ)現在の段階に於て第二十六条中にその様な条項を挿入することが実現困難であるならば適当な方法によつて同条の解釈を明確にし同条は現講和条約発効後、三年以内に日本が締結することあるべき二国間平和条約中に未帰還日本人に関する条項を挿入することを何ら妨げるものでないことを明らかにしてもらいたく、兎に角現在の講和の仕組の枠内に於て、日本国民の心配を解消せしめる様な何らかの実際的な措置を講じてもらうよう特にダレス大使の御尽力を懇請する旨述べたものである。

編注 10 協定案和文は掲載されていない。